

小規模老人クラブ活動助成費県費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 知事は、在宅老人の福祉の増進を図るため、市町が行う小規模老人クラブ活動助成事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほかこの要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業、補助基準、経費および補助率は、別表に定めるところによる。

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次の(1)、(2)により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付の条件）

第4条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

第5条 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を毎年度別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定)

第6条 規則第4条の規定による補助金などの交付決定は、規則第3条による申請のあった日から起算して30日以内に行うものとする。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、協議のうえ第5条に定める申請手続に従い、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第7条 この補助金の事業実績報告は、翌年度4月10日までに別紙様式2による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(書類の提出)

第8条 規則またはこの要綱の規定により知事に提出する書類は、県担当課に提出しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は平成12年12月26日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は平成13年12月12日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は平成14年4月24日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は平成17年4月19日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。
- 5 この要綱は平成18年5月16日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 6 この要綱は平成21年7月24日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。
- 7 この要綱は平成22年5月25日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。
- 8 この要綱は平成23年6月14日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。
- 9 この要綱は平成24年6月29日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

別 表

1 種目	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
小規模老人 クラブ活動 助 成 費	1,200 円以内×助成を行った小規模老人クラブの活動延月数	小規模老人クラブ が行う社会奉仕活動 老人教養講座開催等 および健康増進事業 に必要な報償費、旅 費、需用費、役務費、 使用料及び賃借料	1／2